

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
モンゴ ル	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とモンゴ ル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	(H19年度 37,000千円) (H20年度 137,000千円) (H21年度 80,000千円) (H22年度 56,000千円) (H23年度 3,31まで)	H19.4.30 ウランバ ートルで (同日)	日本側 浅野勝人外務副大 臣 モンゴル側 ニヤマー・エ ンフボルド外務大臣	H19.5.15 290号
モンゴ ル	モンゴル自然史博物館展示及び視聴覚機材整備計画の贈 与に関する日本国政府とモンゴ ル国政府との間の交換公文	モンゴル自然史博物館展示及び視聴覚機材整備計画 を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の機材の輸送に必要な役務の供与 第三次初等教育施設整備計画の実施するために必要 な 1. 初等教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	40,500千円 H20.3.31まで 526,000千円 H20.3.31まで	H19.6.26 ウランバ ートルで (同日) H19.6.26 ウランバ ートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 モンゴル側 ニヤマー・エ ンフボルド外務大臣 日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 モンゴル側 ニヤマー・エ ンフボルド外務大臣	H19.7.10 400号 H19.7.11 407号
モンゴ ル	ウランバートル市廃棄物管理改 善計画のための贈与に関する日 本国政府とモンゴル国政府との 間の交換公文	ウランバートル市廃棄物管理改 善計画のための贈与に関する日 本国政府とモンゴル国政府との 間の交換公文 1. 最終処分場及び関連施設の建設に必要な生産物及び 役務の供与 2. 車両及び機材の調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2の車両及び機材の操作指導に必要な役務の供 与 5. 上記1の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	1,014,000千円 H20.3.31まで	H19.6.26 ウランバ ートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 モンゴル側 ニヤマー・エ ンフボルド外務大臣	H19.7.11 408号
モンゴ ル	食糧援助に関する日本国政府と モンゴル国政府との間の交換公 文	食糧援助に関する日本国政府と モンゴル国政府との間の交換公 文 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	400,000千円 H20.3.31まで	H19.12.11 ウランバ ートルで (同日)	日本側 市橋康吉在モンゴ ル大使 モンゴル側 サンジヤース レンギーン・オヨーン外 務大臣	H19.12.21 694号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、広報における外務省告示番号をいう。